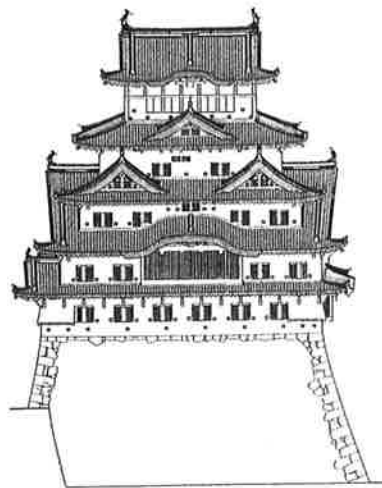


日本イコモス国内委員会

# JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第11号 2000年6月19日 発行



## 目次

ICOMOS と世界遺産	石井 昭	1
2000年次第2回理事会（拡大理事会）報告	上野邦一・他	2
研究会「世界遺産をめぐる諸問題」		
世界遺産条約の今日	本中 眞	6
世界遺産のモニタリング	稲葉信子	11
イコモス法律、行政、財政問題に関する委員会第2回会議について	河野俊行	15
考古学的遺産の管理運営国際委員会（ICHAM）の現状	小野 昭・岸本雅敏	17
シリアのアインダーラ神殿遺跡の保存修復	西浦忠輝	20
レバノンの文化財とその現状	松本 健	23
エジプトの総合開発計画とイスラーム考古学の危機	川床睦夫	27
Intangible Heritage をめぐる討論について — 2002年の		
イコモス総会にむけての準備の必要性	大河直躬	33
「ユネスコ・アジア文化センター遺産保護協力事務所」	工楽善通	37
事務局日誌（2000/3/1～2000/5/31）	事務局	39
お知らせ — 3件	山田幸正・他	40

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES / 国際記念物遺跡会議

表紙 : 姫路城大天守  
COVER : Himeji-jo Daitensyu

1960年代前半の「ヌビア遺跡救済キャンペーン」をご存じでしょうか。アスワンダム建設に伴い水没の危機が迫ったナイル上流地帯（エジプト、スーダン、延長 300km余）の多種多様な古代遺跡を短期決戦的に救出しようと、ユネスコの提唱で展開された画期的な国際協力事業でした。日本からも参加すべきであると考え非力を顧みず奔走し、結局、徒労に終わった経験を持つだけに、私は忘れることができません。その時、あのアブシンベル岩窟神殿の保存策として「持ち上げ案」なる大胆な構想を発表して注目されたのが、後に ICOMOS（65年結成）の初代会長になった Piero Gazzola 氏です。

数年間の準備を経て1972年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」の主たる意図は、こうした国際協力を一文化遺産と自然遺産の双方に関して一単発的な「運動」ではなく恒常的な「体制」として確立しようというものでした。前文を読めば「文化遺産および自然遺産が・・・ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し」「・・・物件が存在する国の経済的・学術的・技術的な能力が十分でないために国内的保護が不完全なものになる場合があり得ることを考慮し・・・」と書かれていますし、本文で反復されるキーワードは「国際的保護」であり、この言葉は「国際的な協力および援助の体制を確立すること」と同義であるとされています。

この条約において我が ICOMOS は、ICCROM, IUCN と並んで、Advisory Body という役割を担いました。条文の中では、政府間委員会たる「世界遺産委員会」にそれらの代表者が顧問の資格で出席すること（第8条）、同委員会が計画と事業の実施にそれらの援助を求めること（第13条）、ユネスコ事務局長がそれらの専門的活動を最大限に利用して同委員会の審議資料を作成すること（第14条）、などが明示的に承認されています。

条約の発効（75年）から四半世紀を経た現在、締約国数は 158カ国、「世界遺産目録」への登録物件数は 630件（文化 480、自然 128、複合 22）に達し、かつ新規登録申請数は年々増加の傾向にあって、世界遺産はユネスコ事業の最大の成功例とさえ称されています。こうした盛況の背景には、世界遺産が国や地元の「名誉」と見なされ、また敢えて言えば観光資源としての「格式」と解されている実情がありましよう。遺産の保護がこれによって一層進展するという意味では何ら非難するには当たりませんが、しかし条約制定の趣旨に立ち返ればいささか異様です。ちなみに「世界遺産目録」を母集団として編成される「危機直面遺産目録」の方は、その重要性にもかかわらず、登録件数が 27 件にとどまっており、登録自体を忌避する傾向さえ生じていると言われます。

四半世紀の間に世界遺産の概念が大きく変わりました。とりわけ条約第1条が示す「文化遺産 - 記念工作物・建造物群・遺跡」の定義は、条文の改正ではなく、世界遺産委員会が管掌する「運用指針」の段階的増補改訂によって、実質的に拡張されてきました。その到達点の一つは文化と自然の複合領域に設定された「Cultural Landscape 文化的景観」です。また最近では、Intangible Value（無形価値）を重視して、有形と無形の複合領域に何らかの新概念を設定しようという動きがあります。こうした動向はもちろん遺産の保護にかかわる思想の深化の反映ですが、同時に、登録済みの世界遺産に見られる地域的不均衡を是正しようという politically correct な目標とも関係しています。概念の拡張には、しかし限度がありましよう。登録するからには、事前の評価についても事後の維持管理についても、責任をとれる相応の体制が必要です。

ICOMOS は毎年締約国から申請される登録候補案件のうち、文化遺産と複合遺産の事前評価（予備審査）を担当してきました。本部（パリ）に World Heritage Coordinator とその Assistant を置き、会員中の適任者を Evaluation Missionとして現地へ派遣し、以前は幹部四役会議、近年は執行委員会議で審議のうえ、ユネスコに提出するレポートを作成しています。また昨今、登録済みの世界遺産に対する Monitoring Mission の派遣を受託する例も増えつつある模様です。もちろん ICOMOS はユネスコの下請けに甘んじてはなりません。Advisory Body たる専門家集団の立場から、世界遺産をめぐる諸問題を組織内で討論し、自発的に提言していくべきです。その意味で、今期（1999-2002 年）の共通課題〈Intangible Heritage〉は時宜にかなうものと言えましよう。

## 2000年次第2回理事会（拡大理事会）報告

2000年次第2回理事会（拡大理事会）は、去る4月15日（土曜日）午後1時から午後5時まで、東京・神田の学士会館で開催された。出席者は、委員長：石井 昭、理事：稲葉信子・上野邦一・岡田保良・田原幸夫・日高健一郎・前野まさる・宮本長二郎・宗田好史・山田幸正、監事：木原啓吉、顧問：伊藤延男、本部執行委員：西村幸夫、小委員会主査：益田兼房、事務局員：我妻綾子（陪席）の各氏、議事内容は以下の通りであった。

### 〔報告事項〕

#### 1) INFORMATION 誌第4期第9・10号の発行

前回拡大理事会以後、2月7日に第9号を、3月22日に第10号を発行した。前者は「特集・メキシコ総会報告」で、期待どおり総会出席者全員（11名）による寄稿が実現した。後者は「日本イコモス1999年次総会記録」を主体とし、他に「拡大理事会報告－2回分」「研究会報告－2回分」等を掲載した。第11号からは平常の態勢に復して拡大理事会開催ごとに1号ずつ発行するのが適当であろう。－以上のように、石井委員長から報告があった。

#### 2) US/ICOMOS INTERN PROGRAM 2000 参加希望者の推薦

去る1月20日を期限として希望者を募集し、2月7日に前野副委員長・稲葉理事・渡辺理事による選考会で最適者1名を決定したのち、2月9日、委員長の推薦状を添えて必要書類一式を米国イコモス国内委員会へ送付した旨、委員長と事務局から報告があった。

#### 3) 世界遺産候補「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に関する意見書

前回拡大理事会で紹介された通りの日程に従って、ICOMOS Evaluation Mission としての Guo Zhan 氏（中国イコモス会員）および日本イコモス代表としての町田 章氏による現地視察が無事終了した。その後、2月24日に町田氏と石井委員長が連署した意見書（confidential：但し肯定的内容）をイコモス本部の World Heritage Coordinator たる Henry Cleere 氏に送付したこと、同氏からファックスで礼状が届いていることが、委員長から報告された。

また、これに関連する情報として、今年次は世界遺産候補の Evaluation Mission に複数の日本イコモス会員が活躍していることが委員長から紹介された。

#### 4) 本部役員選挙の結果をめぐる疑問と紛争（続報）

前回拡大理事会で「ビューロー会議声明の発表」までを報告した。その後、日本イコモス会員諸氏に事態の推移を知らせるべく、INFORMATION 誌第10号に3月20日時点までの概要を記した。当方へ送られてくる電子メールから判断する限り、それ以降、特段の動きはない。日本イコモスは本件に関する態度表明を保留しているが、遅くとも諮問委員会開催時（予定10月）までに意見をまとめておきたい。

石井委員長から参考資料（電子メール6通）を添えて以上のような報告があり、さらに「現時点での疑問」と題して次の3項が指摘された。

〔真相究明〕ビューローが「有権者数」を公表しながら、確実な記録が存在するはずの「第1ラウンド投票権行使者数」を公表しないのは何故か。

〔投票結果無効・再選挙〕投票結果は明らかに無効であるのに、ビューローが「現行規約のもとでは remedy 救済方法が無い」と断定的に主張するのは正しいか。

[一般状況] 二つの問題、すなわち、「有力会長候補の当落」と「選挙の credibility=選ばれた全役員の legitimacy」とが、混同されていないか。

報告後、「日本イコモスの意見をどのようにしてまとめるか」との質問があり、委員長から「メキシコ総会出席者の意向を尊重しつつ素案をつくり次回または次々回の拡大理事会に諮る」との方針が示され、これを了承した。

## 5) 国際専門分科委員会関係の会議

1) 伊藤顧問から、Wood 専門委の会議がヴェトナムとトルコで開催予定であることが紹介され、ヴェトナムでの会議(4月25日～5月2日)は招請が急であるため参加を見送らざるをえないが、トルコでの会議(11月16～18日)は震災に文化財がどう対応するかというテーマであり、日本での蓄積が期待されているので、地震・構造の専門家諸氏に呼び掛け、参加者を募る予定である、という報告があった。

2) Risk Preparedness 専門委の年次会議がオランダで6月中に開催予定で、Voting Member の益田氏に参加要請がきている旨が、同氏から報告された。

3) Vernacular Architecture 専門委が5月27日から31日までギリシャ・サントリニで開催される予定で、Voting Member 前野氏が参加することが、同氏から報告された。

## 6) 20TH CENTURY ARCHITECTURE 国際専門委員会の新設準備

数年前からイコモス内で、① CONSERVATION OF THE 20TH CENTURY ARCHITECTURE 国際専門委員会と② CONSERVATION OF INDUSTRIAL HERITAGE 国際専門委員会の創設が検討されてきた。去る3月9日、前者についてメキシコイコモス国内委員会の Carlos Flores Marini 氏から「創設に賛成ならパリ本部へ通報して欲しい」旨の連絡があったことや、米国イコモス国内委員会の Gustavo Araoz 氏からは「姉妹組織 DOCOMOMO との関係調整に十分留意せよ」との意見が寄せられていることが、電子メールの写しを添えて石井委員長から紹介された。また、日本イコモスとしては、本件を次回拡大理事会の審議事項としたい旨、提言があり、これを了承した。

### [審議事項]

#### 1) 新規入会者の承認

下記2名の入会申請があり、審議の結果、これを承認した。

(入会者)	(現職)	(推薦者)
惣脇 宏	文化庁文化財保護部記念物課長	石井 昭・稲葉信子
平澤 毅	文化庁文化財保護部記念物課文部技官	安原啓示・本中 眞

#### 2) 新規入会者の資格と会費納入に関する原則

新入会員については、従来、初年次の会費を免除する措置がとられていたが、日本イコモスの規約と財政事情からみて必ずしも適切ではないので、委員長の発議にもとづき審議の結果、1996年第1回理事会決定(INFORMATION誌第3期第4号掲載)を一部修正し、2000年次から下記を原則とすることとした。

(1) 入会： 会員2名以上の推薦を得た入会希望者は、随時、申込書を事務局に提出できる。理事会で入会が承認されると、その時点から日本イコモスの内部では会員と同等の処遇を受ける。次いで、年末開催の総会でこれが追認され、年初提出の新名簿が本部で受理されると、その時点から正式の会員になる。

(2) 会費： 理事会で入会が承認された年次から会費を納入する。

(3) 会員カード： 正式の会員になった年次から会員カードが交付される。

### 3) 国際専門分科委員会への参加者の選任

TRAINING 国際専門委員会の再活性化が現在進行中であり、J.Jokileht 委員長から(1)新企画書に対するコメントと(2)日本イコモスからの参加者の推薦を求められ、4月11日に返書を送ったこと、その中で、Voting Member 稲葉信子氏に加えて、Associate Member 1名以上を選任する予定である旨を述べたことが石井委員長から報告された。

審議の結果、Associate Member として工楽善通氏(本人内諾)を選任した。また、なるべく早い機会に若手の適任者を追加選任することを申し合わせた。

### 4) 国際専門分科委員会への参加者変更通知に関する原則

国際専門分科委員会への参加者を選任する場合、従来から、下記の原則を設けている。

「任期は原則として3年間とする。但し、専門委ごとに規約、改選時期、等に相違があるので、今後の対応については各委員がそれぞれ検討し、必要に応じて理事会に申し出るものとする」

今回、これに補充する形で、次の原則を明文化することとした。

「参加者の変更(選任、再任、解任、Voting Member 交替、等)に関する通知は当該専門委の現 Voting Member が行なうものとする」

なお、最近の例外的措置として、Historic Garden and Cultural Landscape 専門委、Archaeological Heritage Management 専門委の参加者交替について石井委員長が手続きしたことが報告された。

### 5) 日本イコモスの組織に関する中長期的課題(継続)

本年12月末をもって今期役員の任期が終わるので、次期役員へのスムーズな引継を念じて、標記課題についての継続審議を前回拡大理事会から再開した。その際、委員長から現状認識と具体的課題が、以下のようによに要約・提示された。

[会 員] 個人会員主義・漸増主義がおおむね成功している。路線を変更するとしたらどのような方向か。

[財 政] 現状はきわめて苦しい。会費は値上げできるか。会費外収入を確保する可能で望ましい方法は何か。

[事務局] 来年から事務局を何処に置くかについて未だ明るい展望がない。どうしたらよいか。これが最重要課題である。

今回の審議では、①日本イコモスを法人化して免税寄付を集めてはどうか(前野副委員長)、②本部に登録しない国内会員の制度を設けることで財政を改善できないか(同)、③保有する基金を利率の高い外貨定期預金に変えてはどうか(石井委員長)、等の提言があり、これらをめぐって意見を交わした。

### 6) BULGARIA/ICOMOS から提案された2国間交流事業

石井委員長から、ソフィア総会(1996年)以来の日本・ブルガリア両イコモス国内委員会の友好親善関係について説明があり、その第3ステップとして「歴史的建造物の保存修復を主題とする実地共同研究」を進めることが発議された。先方の希望は、メキシコ総会の際の再協議と T. Kretev 委員長から届いた書簡によると、「対象範囲は Plovdiv 旧市街の伝統的建造物群保存地区、修復工事実施建物は同地区内にある市所有の木造住宅とし、日本からの資金援助と技術協力を期待する」という内容である。

審議の結果、理事会はこの計画を承認し、当面の検討を委員長に委ね、今後とも継続審議することとした。

### 7) JAPAN ICOMOS 夏期研修国際交流事業準備(継続)

提案者の都合により継続審議を次回拡大理事会に持ち越す。

## 8) 当面の事業計画

### 一 研究会・講演会

- ① 田原理事から、研究会「近現代建築の保存について考える―第4回」を6月後半の土曜日に開催するべく、講師の人選、会場の確保など、諸般の準備を進めている旨が報告された。
- ② 文化財保護関連憲章等研究班（第1小委員会）益田主査から、東京芸大に招聘しているチェスター・リーブ氏の講演会を開催したい旨の発言があり、準備を同主査に委ねることとした。  
―世界遺産条約関連問題研究班（第4小委員会）  
稲葉主査が本年5月から ICCROM へ出向するため、小委員会の活動に支障が生じないように、同主査が対策を検討し委員長と協議することとした。

## 9) 次回拡大理事会の開催日時

第3回拡大理事会を規定方針どおり7月22日（土）午後1―午後4：30に開催することとした。  
第4回、第5回の日程は次回に協議する。

### [報告事項・続]

## 1) 本部執行委員会の近況

西村執行委員から3月末の本部執行委員会の模様が下記のように報告された。

- ① 本部長が選任する執行委員5名のうち未定であった3名が、タイ、ロシア、ブラジルから選出。
- ② イコモスの全体の名簿が作成中で近々に完成。
- ③ **Site and Monuments** の各国版が進行中、U.S.イコモスが日本版を参考にして準備。
- ④ 今後3年間で無形文化財の対応が課題になりそうで、**Scientific Board** を組織する動きがあり、日本からも構成員を派遣して欲しい。
- ⑤ **ICOMOS Evaluation Mission** について、どの国から、誰が、が無原則なので原則をつくりたい。
- ⑥ **Regional Meeting** を開催する話題があり、アジアで可能かどうか。
- ⑦ いくつかの国際専門分科委員会を新規に立ち上げる話題がある。**CONSERVATION OF THE 20TH CENTURY ARCHITECTURE** 国際専門委員会の組織化は動き始めている。
- ⑧ **World Heritage** の登録の審議システムの変更が議論されている。

## 2) 全国町並み保存連盟の近況

上野理事から、全国町並み保存連盟が「町並み保存憲章」を準備していて、次回理事会に下案が提起されれば、イコモス会員の意見を聞く機会になる、という状況が報告された。

(理事会報告 文責：上野邦一・石井 昭)

## 世界遺産をめぐる諸問題

平成11年12月11日に開催された平成11年度イコモス国内委員会総会の後、標記のテーマのもとに本中 眞と稲葉信子（いずれも文化庁）が報告を行い、参加者の間で議論を行った。以下に上記2名の報告の概要を掲載する。

### 世界遺産条約の今日

文化庁文化財保護部記念物課  
主任文化財調査官  
本中 眞

#### はじめに

1972年の第17回ユネスコ総会で世界遺産条約が採択されてから、四半世紀が過ぎた。人類の生み出した傑出した文化遺産と、地球環境が生み出した壮麗な自然遺産の両方の普遍的価値を、同じ枠組みのもとに保全し、次世代に継承していこうとのユニークな試みは、この間、ユネスコの看板路線ともなっており、各国の熱烈な支持を集めてきた。締約国数及び遺産登録数も右肩上がりで増加し、とりわけ後者は現在500を有に突破した（表参照）。

しかし、締約国数や登録遺産数が増加する一方で、解決すべき問題や課題も少なからず発生している。それらは、1994年に「世界遺産の戦略的課題に関するグローバル・ストラテジー」（以下、単に「グローバル・ストラテジー」と略す）の中で、当面する重点課題として示されたところである。ここでは、世界遺産リストへの遺産の登録状況を踏まえ、グローバル・ストラテジーに示されたいくつかのテーマのうち、とりわけ今後対象とすべき新たな遺産の種別やそれらの価値の評価手法に関して、世界遺産委員会を中心として国際的に取り組まれてきた幾多の試みについて紹介する。

なお、本稿は「世界遺産委員会における新たな試み」（『月刊文化財』平成11年9月号、第一法規出版）、「文化と自然のはざまにあるもの－世界遺産条約と文化的景観－」（1999年12月、奈文研学報）の内容を要約したものである。

#### 1. 世界遺産リストへの遺産登録の状況

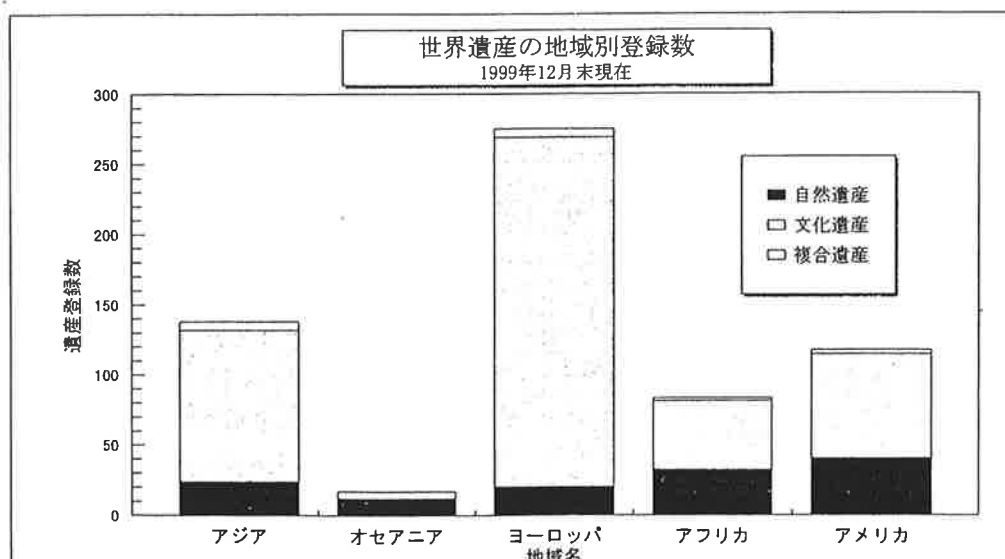
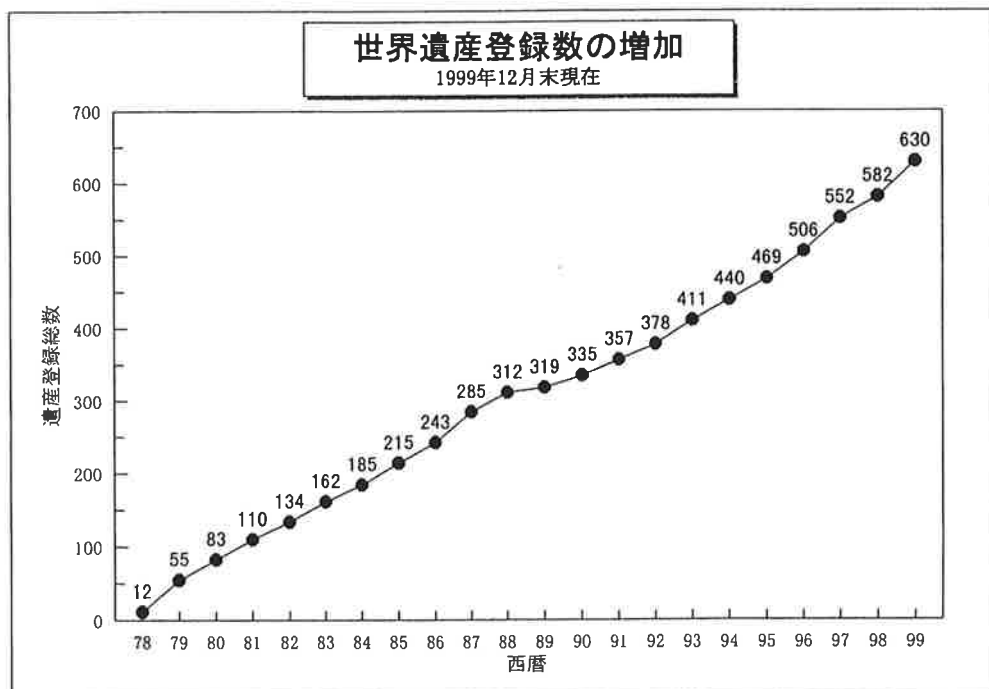
世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、1972年の第17回ユネスコ総会で採択され、締約国が20ヶ国に達した1975年から発効した。この条約は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産を人類全体の遺産として保護するために、国際的な協力・援助体制を確立することを目的とする。2000年1月現在、締約国総数は158ヶ国で、登録された遺産の総数は630、そのうち文化遺産が480、自然遺産が128、文化と自然の両遺産に登録されたいわゆる複合遺産が22である。また、このうち27の遺産（アンコール遺跡など）が危機に瀕する世界遺産に登録され、保存のための財政的援助がはかられている。

なお、日本は条約採択20年後の1992年に条約を締結し、2000年1月現在で8つの文化遺産（姫路城、法隆寺地域の仏教建造物、古都京都の文化財、白川郷・五箇山の合掌造り集落、原爆ドーム、厳島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺）と2つの自然遺産（白神山地、屋久島）の登録を完了している。また、現在1つの文化遺産（琉球王国のグスク及び関連遺産群）の登録を推薦しているところである。



## 2. 遺産の多様性と、広がりゆく遺産の範囲

世界遺産条約は 1960 年代半ばにユネスコを中心に草案造りが取り組まれてきた文化遺産の保護に関する条約と、時期を同じくしてアメリカ合衆国や国連環境会議などを中心に模索されてきた自然環境の保護に関する条約とが、最終的に 1970 年代初頭に合体して成立したものとされる。このような経緯からもうかがえるように、世界遺産条約は最初から文化遺産と自然遺産の二つのカテゴリーに二分されざるを得ないという側面を持っていた。しかし、「人類の遺産」あるいは「人類のための遺産」という視点に立つ場合、遺産を文化遺産か自然遺産かのどちらかのカテゴリーに分類することが果たして可能なのか。あるいは正しいことなのか。両者の中間的なものを含めて、もっと多様な遺産が広く存在するのではないか。現状のリストは必ずしもバランスのとれた理想的な姿を示してはいないのではないか。このような疑問は条約が起草された当初から関係者の間でささやかれ、やがて各種の不均衡を内在させつつ登録遺産数が増加するのに従って、さらに大きなものへと膨れ上がっていったのである。



**遺産登録数における各種の不均衡** まず第一に、自然遺産と文化遺産との間にある数的・地域的な不均衡の問題が指摘された。すなわち、欧州諸国の遺産登録数が圧倒的に多いのに比べて、アジア諸国やアフリカ諸国の遺産登録数がきわめて少ないことや、自然遺産の登録数が文化遺産の登録数に比べて極端に少なく、しかも欧州の文化遺産登録数が急ピッチで増加するのに対し、自然遺産は依然としてアフリカやアメリカ、アジアに多いということであった（グラフ参照）。いわば先進国と開発途上国という経済的な関係が、世界遺産の構図にも反映されたものとして憂慮され始めたのである。

**「文化」と「自然」の連続性** これと並行して指摘されたのは、遺産を文化遺産と自然遺産の二つに明確に区分してしまうことの問題であった。自然遺産の登録要件であるインテグリティ、すなわち自然としての完全性の充足は、その地域が人跡未踏の原生的な自然地域であることを求めることと同義とも理解されているが、果たしてそのような原生的な自然地域だけが、普遍的価値のある自然地域であるのか。自然地域のなかには人間が積極的に管理することによって豊かな生態系を維持してきた地域もあり、そうした地域の遺産としての価値を評価しなくてよいのか。このような議論は、自然遺産の評価諮問機関である IUCN をはじめとして、やがて文化遺産の評価諮問機関であるイコモスをも巻き込んで、ついには世界遺産委員会全体において文化と自然の両遺産に共通のテーマへと発展していった。そして、人間の営為と自然との結合の所産であるすべての自然地域を広く遺産の範疇に取り込んで、積極的に遺産としての価値を評価する文化的景観の概念を導入することへと収斂していったのである。

**新しい遺産の種別と評価軸** 第三には、従来の芸術的、美的な観点からだけでなく、技術や産業発展などの観点から遺産の評価を積極的に行う必要のあることや、遺産の有形的な評価の背景に、民族や風習、信仰などの精神に関わる部分など、人間の無形の部分をも包摂する幅広い評価が加えられるべきであること、さらには古い時代のものだけでなく新しい時代の遺産をも評価の対象に含めていくべきであることなどについても、この間の大きな課題となってきた。

1994 年の第 18 回世界遺産委員会で採択された「グローバル・ストラテジー」には、以上に述べた遺産リストに現れている各種の不均衡を是正し、課題を克服するために、文化と遺産の多様性に注目しつつ、さらに遺産の範囲を拡大していくことの重要性が示されたわけである。

### 3. 文化遺産と自然遺産の統合への模索

**文化的景観の導入** 今後拡大して行くべき分野のひとつとして「グローバル・ストラテジー」に位置づけられた、文化遺産と自然遺産との中間的存在である文化的景観は、人間の生活と産業のあり方が自然の地形や地勢に反映して生成された景観を大きく包括しているため、景観という有形の側面に反映されている民族学的・民俗学的部分や精神的部分など、人間の無形の部分をも包摂する概念でもある。したがって、世界遺産の登録に際して評価の対象となるのはあくまで景観の物理的な側面ではあるが、その評価の背景や保全手法の検討には、景観に反映されている無形の分野を考慮せざるを得ないわけである。世界遺産に文化的景観の概念が導入されたことにより、遺産の範囲は有形の部分だけでなく、自ずとその背後にある無形の部分にまで視野を広げる結果となったわけである。

**人類の遺産への統合** 文化的景観の概念は、1992 年に『作業指針』が改訂されたことによって、現在は文化遺産の範疇に含められている。しかし、文化的景観が文化遺産に含められたことによって、文化遺産と自然遺産の数的不均衡はさらに拡大するばかりだとの危惧が声高に指摘されている。

しかし、文化遺産と自然遺産との間の数的不均衡は、条約の枠組みによって生じているのであって、たとえ運用上であっても区分そのものをなくしてさえしまえば、不均衡に関する問題も解消できるわけである。文化的景観の概念が導入されたことによって、すでに両者の境界は限りなく連続してしまっているのが現実である。今やこのような考え方に立って、遺産を「人

類の遺産」として位置づけ、文化的分野と自然的分野の両者に共通する一群の登録基準へ統合しようとの試みが提案されている。

このような試みの背景には、文化と自然の境界はきわめて曖昧で、両者を明確に分けて捉えることなどほとんど不可能だとの認識がある。文化的景観など文化遺産と自然遺産との中間的存在が遺産の範疇に取り込まれることによって、自然遺産の分野の研究者・専門家だけでなく、やがて文化遺産の専門家をも巻き込んで、条約が定める二つの遺産の種別がすでに実状に合わなくなってきたとの共通認識が形成されつつある。

#### 4. 新たな遺産の概念における各種の取り組み

**線状にのびる遺産と文化的景観** 世界遺産条約の『作業指針』に示された文化的景観に関する解説の中に、「文化的に意義のある物流と交通のネットワークを例証する、長く線状に延びる区域 (long linear area) の登録の可能性を排除するものではない (第 40 節)」との記述がある。すなわち、線状に延びる遺産と、その沿線に展開する地域を含めて広く文化的景観として評価しようとの考え方である。

この考え方に則って、まず「サンチアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道」の推薦に先だって、1995 年 4 月にマドリッドにおいて専門家会議が開かれ、道に関連する文化的景観の評価の枠組みが提案された。この巡礼道は、フランスからスペイン国境のピレネー山脈を越えて、聖使徒ヤコブの墓が存在するサンチアゴ・デ・コンポステーラまでのびる参詣の道である。イベリア半島と欧州各国との文化的交流を示す遺産であり、周囲の自然景観とも密接に関連している。文字どおり線状に延びる遺産と、その沿線に展開する文化的景観が総体として世界遺産に登録されたわけである。1998 年には、フランス国内の部分が遺産登録されたが、スペイン国内のそれが巡礼道本体の全長を遺産に含めているのに対し、フランス国内のそれは巡礼道本体を含まず、ネットワークとしての「道」を想定しつつ、沿道に存在する約 70 の教会等の建造物群を選択的に登録する内容となっている。従って、同名の遺産ではあっても、登録のコンセプトは全く異なっていることがわかる。

道だけでなく、運河の特性を踏まえた評価の枠組みも提案されている。1995 年 4 月にはカナダのカナル・リドーの推薦に際して専門家会議が開かれ、この枠組みに基づいて 1996 年にはフランスの「カナル・ドゥ・ミディ」の運河とその関連施設が周囲の景観に与えた影響と、両者の密接な関係のゆえに文化的景観と評価され、文化遺産に登録された。

**農耕景観・田園景観** 文化的景観のうち、「有機的に進化し、継続する景観」である農耕景観や田園景観の登録が相次いでいることも、最近の顕著な特徴である。最初の登録事例は、1995 年のフィリピンの「コルディレラ地方の棚田」であった。ルソン島北部の山岳地帯には、イフガオ族をはじめとする多くの少数民族が居住し、急峻な傾斜地を切り開いて多くの棚田を造成している。この壮大な高地性棚田景観は、アジアの稲作が地形的・気候的制約を克服して発展したことを示す顕著な物証としてきわめて価値が高いことから、世界遺産に登録されたわけである。棚田を保護するために、フィリピン政府は大統領令によって長期・短期のマスタープランをそれぞれ策定し、伝統的生活に基盤を置く少数民族社会の保護を前提としつつ、道路や宿泊施設など周辺環境の整備に力を入れ、地域社会が潤う観光のあり方を模索している。しかし、労力の割には水田の収量はきわめて低く、若年層の都市への流出や耕作者の就労年齢の高齢化が、棚田での耕作を継続していくのにきわめて大きな不安を投げかけている。また、周辺環境整備が進めば進むほど農民の生活が変容し、伝統的な居住環境や耕作スタイルの維持に大きな影響を与えかねないことも懸念されている。登録に先だって 1995 年 3 月にマニラと現地で開催された「アジアの稲作とライステラスの文化的景観に関する専門家会議」では、棚田景観の真実性が単に見た目の美的要素だけにあるのではなく、景観の物理的構成要素である棚田の構造や給排水システム及び集落構造、あるいは伝統的農法とそれによって維持されてい

る豊かな生態系、生活と密着した農耕習俗など、環境と人間生活のすべてにわたる局面での総合的な真実性（インテグリティ）が問われなければならないと指摘されている。とりわけ農耕景観の場合には、景観に投影されている多種多様な価値を正確に評価する必要があり、それらの総合的な保全に大きな困難を伴っているのである。

水田景観以外の農耕景観では、1997年に同時に登録されたイタリアの「ポルトヴェーネレ／チンクェッテッレ及びその島嶼」や「アマルフィ海岸」など、地中海沿岸の急傾斜面に展開する葡萄畑の景観がある。また、オランダ特有の低湿地の土地利用のあり方を示す文化的景観として、1997年に「キンデルダイク・エルシャウルトの製粉水車網」が登録されている。

**遺産登録数の地域的不均衡の是正** すでに述べたように、「グローバル・ストラテジー」に位置づけられている重要課題のひとつに、遺産登録数の地域的不均衡の是正がある。欧州諸国の遺産登録が圧倒的に多いのに対し、それ以外の地域、とりわけアジアやアフリカ、カリブ海沿岸諸国の遺産登録数がきわめて少ないのが現状である。この問題を打開するために、各地域レベルで固有の遺産を選択するための専門家会議が開催されている。特に近年アフリカや中南米、カリブ海沿岸諸国などでの遺産選択とそのための枠組みづくりが進みつつある。その中で注目されているのが、文化的景観をも含めたノンモニュメンタルな遺産を積極的に評価していこうとする姿勢である。

**産業遺産・近代建築遺産** 線状にのびる遺産のひとつに、文化的景観であるとともに産業遺産の範疇にも属する「鉄道」を挙げることができる。産業遺産保全委員会(TICCHI)とイコモスとの共同調査研究及び比較研究に基づいて、普遍的価値を有する「鉄道」を選択する作業が完了し、1998年には第一号としてセメルング鉄道（オーストリア）が登録された。

また、「D.F.ウォーダ蒸気水揚げポンプ場」（オランダ）や、「ルビエールとルルー（エノー）の中央運河の4つの閘門とその周辺環境」（ベルギー）など、近代産業関連の遺産の登録が進みつつあるのも最近の特徴であろう。鉱山関連遺跡では、かつて登録された「アイアンブリッジ溪谷」（英）や「ランメルスベルグの鉱山とゴスラーの歴史的都市」（独）に加えて、紀元1～2世紀にローマ帝国によって開発された金鉱山遺跡である「ラス・メデュラス」（スペイン）が1997年に登録された。

## むすびー世界遺産に学ぶもの

世界の文化遺産や自然遺産を保護し、次世代へと確実に継承していくために、日本が今後世界遺産条約のもとに積極的に発信すべき課題として、財政的・技術的支援に関して強力なイニシアティブを発揮することはもちろん、普遍的価値の一端として他地域には見られない独自の資産の推薦・登録をさらに推進することも、決して忘れてはならない。暫定リストの約8割の資産の登録を間近に完了しようとしている現在、次の作業を開始すべき時期が到来しているように思う。

また、逆にわれわれが世界遺産条約に学び、国内の文化財保護に生かすべきことがらも多いのではないだろうか。世界遺産条約が各資産の推薦に求めている緩衝地帯の担保のあり方などは、そのうちのひとつである。また、わが国が推薦し、既に登録された「古都京都の文化財」（1994年登録）や「古都奈良の文化財」（1998年登録）のように、ひとつのコンセプトのもとに関連する複数の文化財を総合的・有機的に指定・保護する考え方も、今後さらに広げていく必要があろう。因みにフランスは、現在、ロアール川沿線の一定の範囲に所在する城館群や庭園群、農耕地域、自然環境を総て含めた地域全体を、新たな考え方のもとに世界遺産に推薦しているところである。東南アジアの棚田景観や欧州・地中海沿岸のブドウ畑の景観など、農林水産業に関連する文化的景観の指定・保護についても学ぶべき点は多い。日本でも、平成11年5月10日に月見の名所である長野県更埴市の千枚田を名勝「姨捨（田毎の月）」に指定したところである。今後とも、この分野での試みを模索して行くべきであろう。